金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る 有価証券上場規程等の一部改正について

2024年3月28日 株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2024年4月1日から施行します (詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください)。

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の施行により四半期報告書(第1・第3四半期)が四半期決算短信に「一本化」されることを踏まえ、当取引所が2023年11月に公表した「四半期開示の見直しに関する実務の方針」に沿って、四半期開示の見直し等に関して、所要の上場制度の整備を行うものです。

Ⅱ 改正概要

- 1. 四半期開示の見直し
 - (1) 四半期決算短信の取扱い
 - ① 開示事項
 - 四半期累計期間 (第2四半期を除く。) に係る決算の内容の 開示において、四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表(以 下「四半期財務諸表等」という。) として、少なくとも以下 の事項を開示することとします。
 - a 四半期連結貸借対照表
 - b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算 書又は四半期連結損益及び包括利益計算書
 - c 継続企業の前提に関する注記
 - d 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
 - e 会計方針の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示 に関する注記
 - f 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関す る注記
 - g セグメント情報等の注記
 - h キャッシュ・フローに関する注記(任意に四半期連結 キャッシュ・フロー計算書を開示する場合を除く)

(備 考)

・有価証券上場規程 (以下「規程」とい う。)第404条第 2項、有価証券上場 規程施行規則(以下 「規程施行規則」と いう。)第405条 第1項、別添9

- ② 公認会計士又は監査法人による期中レビュー
 - ・ 四半期累計期間(第2四半期を除く。)に係る四半期財務諸 表等に対する公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士 等」という。)による期中レビューを受けることは原則とし て任意とします。
 - 例外として、以下のいずれかの要件に該当した場合には、 要件に該当することとなった日から該当しなくなる日まで の間に開示する四半期累計期間(第2四半期を除く。)に係る四半期財務諸表等に対し、公認会計士等による期中レビューを受けることとします。
 - a 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信(期中レビューを受ける場合)において、無限定適正意見(無限定の結論)以外の監査意見(期中レビューの結論)が付される場合
 - b 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見 以外の監査意見が付される場合
 - c 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべ き重要な不備がある場合
 - d 直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出 期限内に提出されない場合
 - e 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の中間財務諸表に対して期中レビュー報告書が添付される場合
 - ・ 四半期累計期間(第2四半期を除く。)に係る四半期財務諸 表等に対して公認会計士等の期中レビューを受ける場合に は、年度財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等による 期中レビューを受けることとし、監査証明府令第3条第4 項の期中レビュー基準に準拠して実施された期中レビュー の結果に基づき作成された期中レビュー報告書を添付する ものとします。

項及び第4項、第4 38条第2項、規程 施行規則第405 条第2項

· 規程第404条第3

·規程第404条第4 項、第438条第2 項、規程施行規則第 405条第3項

- (2) 上場規則の実効性の確保
- ① 上場会社による調査及び調査結果の報告
 - ・ 上場会社は、当取引所が必要と認める場合には、会社情報 に関して必要な調査及び調査結果の当取引所への報告を行 うものとします。

・規程第415条第2 項

② 公認会計士等との情報連携の強化

上場会社は、当取引所が、実効性確保措置の検討に必要と 認めて、監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士 等であった者を含む) に対して事情説明等を求める場合に は、それに協力するものとします。

·規程第511条

③ 特別注意銘柄の指定要件の追加

特別注意銘柄の指定要件として、四半期累計期間(第2四 半期を除く。)に係る四半期財務諸表等に期中レビュー報告 書が添付される場合であって、当該期中レビュー報告書に 「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載された ときを追加します。

· 規程第503条第1 項第2号c

(3) その他

四半期報告書が廃止されることに伴う所要の見直しを行 います。

規程第2条第43号 の2、施行規則20 6条第9号等

2. その他

- (1)「買収防衛策」の用語の見直し
 - 「買収防衛策」の用語を「買収への対応方針」又は「買収」・規程第2条第80号 への対抗措置」に改めます。

及び第80号の2、 第440条等

(2) その他

その他所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・2024年4月1日から施行します。
- ・ 1. (1)、(2) ③、及び(3) に関しては、施行日以後に開始する四半期会計期間を含む 四半期累計期間又は中間会計期間から適用します。

以上